学　則

学校法人　三幸学園

東 京 墨 田 看 護 専 門 学 校

学校法人　三幸学園

東京墨田看護専門学校　学則

第１章　総　則

（目的）
第１条　本校は、私立学校法、学校教育法及び保健師助産師看護師法に基づき、技能と心の調和の基本理念のもと看護師に必要な専門的教育を行い、社会に貢献しうる人材を育成することを目的とする。

（名称）
第２条　本校は、東京墨田看護専門学校という。

（位置）
第３条　本校の位置を、東京都墨田区東向島五丁目６番６号に置く。

第２章　課程、学科及び修業年限、定員並びに休業日

（課程、学科、修業年限、定員）
第４条　本校の課程、学科、修業年限、定員及び在学年限は次の通りとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	男女別	在学年限	同時に授業を行う学生の編成
看護専門課程	看護学科	３年	７０名	２１０名	女	６年	３５名

（学年、学期）
第５条　本校の学年は、４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。
２　学年は１学期制とする。

（休業日）
第６条　本校の休業日は、次のとおりとする。ただし、校長は、特に必要があると認める場合には、休業日を変更することができる。

1　日曜日
2　国民の祝日に関する法律に規定する日
3　季節休業日（夏季・冬季・春季）は、学年を通じて１０週間以内で、校長が定める
4　開校記念日（６月第一金曜日）

第３章　教育課程、単位数授業時間数

（教育課程、授業時数及び単位数）
第７条　本校の教育課程は、保健師助産師看護師法に基づく。教育内容、科目、単位数は、別表のとおりとする。
2　別表に定める各科目の単位数及び時間数は、１単位を４５時間の学内及び学外での学習を必要とする内容を標準とし、授業の方法に応じ、次の基準により計算するものとする。
（1）　講義及び演習については、１５時間から３０時間をもって１単位とする。
（2）　看護臨地実習については、３０時間の実習をもって１単位とする。

（単位認定）
第８条　本校の学生は、学則第７条に規定する教育課程に則り、履修しなければならない。科目を履修し合格した者には、所定の単位を与える。
2　単位取得の認定は、学科試験および臨地実習の評価により行う。
3　講義及び演習については、授業時間数の３分の２以上を出席した者は、当該科目について、前項に規定する試験等を受けることができる。ただし校長が特にやむを得ないと認める理由により欠席したときは、この限りでない。
4　臨地実習については、実習時間数の３分の２以上を出席した者は、当該科目の修了を認定される。ただし校長が特にやむを得ないと認める理由により欠席したときは、この限りでない。
5　単位の認定、その他必要事項は別に定める。

（他の教育施設等における授業科目の履修等）
第９条　教育上有益と認めるときは、学生が行う他の高等専門学校又は歯科衛生士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、及び言語聴覚士の資格に係る学校若しくは養成所において履修した授業科目について修得した単位を、本校の専門課程の修了に必要な総単位数の２分の１を超えない範囲で、本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるものとする。
2　教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本校における授業科目の履修とみなし単位を与えることができるものとする。尚、単位付与の詳細については別に定める。

３　前項の規定により与えることができる単位数は、第１項において修得したものとみなす単位数と合わせて、本校の専門課程の修了に必要な総単位数の２分の１を超えないものとする。

４　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）第４０条第２項第１号の規定に該当する者で、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成２０年厚生労働省令第４２号）による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和６２年厚生省令第５０号）別表第４に定める基礎分野、又は社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成２０年文部科学省・厚生労働省令第２号）別表第４に定める「人間と社会」の領域に限り、既修の者は、本人からの申請に基づき、当該科目の教育内容が本校における教育内容に相当すると認めるときは、別表に定める基礎分野の履修に替えることができる。

（入学前の授業科目の履修等）

第１０条　教育上有益と認めるときは、学生が本校の専門課程に入学する前に行った高等専門学校又は歯科衛生士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、及び言語聴覚士の資格に係る学校若しくは養成所において履修した授業科目について修得した単位を、本校における授業科目の履修によりにより修得したものとみなすことができるものとする。

２　教育上有益と認めるときは、学生が本校の専門課程に入学する前に行った前条第 2 項に規定する学修を本校における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができるものとする。尚、単位付与の詳細については別に定める。

３　前 2 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、転学等の場合を除き、本校の専門課程入学後に修得した単位以外のものについては、前条により与える単位数と合わせて、当該専門課程の修了に必要な総単位数の２分の１を超えないものとする。

第４章　入学、休学、退学、卒業

（入学資格）

第１１条　本校の入学資格は、次の各号のいずれかに該当する女子で、入学試験に合格した者とする。

（１）高等学校を卒業した者および中等教育学校を卒業した者

（２）学校教育法第９０条第１項に規定する通常の課程による１２年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）

（３）外国において、学校教育における１２年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

（４）文部科学大臣が、高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

（５）専修学校の高等課程（修業年限が３年以上であることその他の文部科学大臣が定める

基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

（６）文部科学大臣の指定した者

（７）高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）

（８）学校教育法第９０条第２項の規定により大学に入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査規則（令和四年文部科学省令第十八号）による高等学校卒業程度認定審査に合格した者

（９）本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、１８歳に達した者

（入学試験）

第１２条　本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して、第２７条に定める入学検定料および必要書類を添えて、指定期日までに出願しなければならない。

２　前項の手続きを終了した者に対して入学試験を行い、合格者を決定する。

（入学手続き、入学許可）

第１３条　合格の通知を受けた者は、保証人連署の誓約書・保証書・同意書その他必要な書類に所定期日までに第２７条に定める入学金を添え、手続をとらなければならない。

２　校長は、前項の手続きを完了した者に入学を許可する。

３　所定の期日までに入学手続きを取らなかった者は合格を取り消す。

（入学時期）

第１４条　本校の入学時期は、毎年４月とする。

（休学）

第１５条　学生が傷病、その他やむを得ない事由により、休学を希望する場合は、その理由を詳記し、保護者・保証人と連署の上、休学願を校長に提出し許可を得なければならない。傷病の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

２　前項に定める書類を校長が認めた者に対して、休学を許可する。

３　校長が必要と認めた場合には、休学を命ずることがある。

４　休学は土日祝日を含めた３０日以上の継続かつ連続した欠席をする場合に認められ、期間は通算して１年以内とする。ただし、校長がやむを得ない理由があると認めた場合は、その期間を延長することがある。ただし、２年を超えることはできない。

５　休学の期間は、在学の期間に算入する。

（復学）

第１６条　休学者が復学しようとする場合は、保護者・保証人連署の上、復学願を提出して、校長

の許可得なければならない。その理由が傷病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

2　前項に定める書類を校長が認めた者に対して、復学を許可する。ただし、復学が適当でないと判断した場合、校長はその理由が消滅するまで休学を命じることがある。

3　復学を許可された者は原則として、年度開始時期の復学とし、休学当時の所属学年に復学する。既修得単位は校長が認定するところによる。

(転学)

第１７条　本校に他の看護師学校養成所から転入学を希望する場合は、前養成施設の修学証明書を提出し、校長の許可を受けなければならない。

2　学生が他の看護師学校養成所に転出をしようとするときは、校長に願い出て許可を受けなければならない。

(退学)

第１８条　退学しようとする者は、その事由を詳記し保護者・保証人連署の上、退学願を提出し校長の許可を得なければならない。

2　前項の書類を校長が認めた者に対して、退学を許可する。

3　校長は、下記のいずれかに該当する学生に対し、退学を命ずることができる。

（１）　授業料を６か月以上、正当な手続きを行わず滞納し、かつ督促にも応じない者

（２）　第４条に規定する期間内に卒業することができない者

（３）　第１４条４項に規定する期間を超えてなお復学できない者

（４）　正当な理由がなく欠席が長期にわたる者

（５）　その他の理由により学業の継続が困難と認められる者

(卒業の認定および称号)

第１９条　校長は、次のすべての項目に該当する者に対し、卒業認定会議を経て卒業の認定を行う。

（１）　第４条に規定する期間修業した者

（２）　第７条に定める全科目の単位認定を受けた者

2　校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。

3　本校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第 131 条の 2 及び学校教育法施行規則第 186 条の規定による次の基準を満たす特定専門課程を修了した者は、専門士と称することができるものとする。

（１）　修業年限が２年以上であること。

（２）　課程の修了に必要な総単位数が６２単位以上であること。

第５章　健康管理

（健康管理）

第２０条　学校保健安全法の規定に基づき、健康診断を毎年１回、別に定めるところにより実施する。

２　学校保健安全法の規定に基づき、感染症またはその他必要があると認めるときは、出席停止を命ずることができる

第６章　教職員組織および会議

（教職員組織）

第２１条　本校に次の教職員を置く。

（１）　校長　　　　　１名

（２）　副校長　　　　１名

（３）　教員

専任教員	１１名（うち１名は教務主任とする）
非常勤講師	２０名以上
計	３１名以上

（４）　事務職員　　　１名以上

（５）　学校医　　　　１名

（教職員の任務）

第２２条　校長は、公務を統括する。

２　副校長は校長を補佐し、校長に事故あるときはこれを代行する。

３　教務主任は、副校長を補佐し、教務を担当する。副校長に事故あるときはこれを代行する。

４　実習調整者は、教務主任を補佐し、実習に関わる調整並びに教務を行う。
教務主任に事故あるときは、これを代行する。

５　専任教員は、教務主任及び実習調整者を補佐し、教務及び学生の指導を行う。

６　事務職員は、学校全体の事務を行う。

７　学校医は、学生の健康管理に関わる事項を行う。

８　非常勤講師は、担当する講義を行う。

（会議・委員会）

第２３条　学校の円滑な運営と教育内容の充実向上を図るために、次の会議及び委員会を置く。

（１）　学校運営会議

（２）　教職員会議

（３）　単位修得確認会議
（４）　卒業認定会議
（５）　実習指導者会議
（６）　入学試験委員会
（７）　自己点検・自己評価委員会
（８）　学校関係者評価委員会
（９）　情報保護に関する委員会
（１０）　その他、校長が必要と認めた委員会

２　会議・委員会に関する規程は別に定める。

第７章　　賞罰

（表彰）
第２４条　校長は、学業成績優秀で他の模範とすることができるものを表彰することがある。

（懲戒）
第２５条　教育上必要があると認めたときは、学校運営会議の議を経て、学生に対し懲戒処分を行うことができる。

２　学生に対して行う懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長がこれを行う。

３　前項に規定する退学の処分は、次の各号に該当する学生に対して行うことができる。
（１）　学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者
（２）　正当な理由がなく、教育課程に定める科目の履修が常でない者
（３）　学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
（４）　性行不良で改善の見込みがないと認められる者

（除籍）
第２６条　校長は、次の各号のいずれかに該当する学生を除籍することができる。
（１）　入学手続き完了者で、就学の意志がない者
（２）　死亡した者又は不明となった者
（３）　授業料を６か月以上、正当な手続きを行わず滞納し、かつ督促にも応じない者

第８章　　入学金及び授業料等

（納付金）
第２７条　本校の入学検定料、入学金、授業料等の納付金は、次のとおりとし、指定された期日までに納付しなければならない。

入学検定料	２０，０００円
入学金	２００，０００円
授業料	８００，０００円（年額）
施設設備費	２５０，０００円（年額）
教材実習費	実　費　　（年額）

（納付金の返還）

第２８条　既に納入した納付金は原則として返還しない。ただし3月３１日までに入学辞退の意思表示をした場合は、入学検定料及び入学金を除き、この限りではない。

（休学時の授業料）

第２９条　学生は休学中であっても、授業料等納付金は納入しなければならない。ただし、休学を許可された者が願い出た場合は、その期間に応じ授業料等の全部又は一部を免除することがある。

２．休学期間中の授業料及び施設設備費は学期の単位で免除となる。

３．既に納付金の全額を納付していた者について、前期の途中で休学となった場合には、後期の授業料及び施設設備費を返還する。

第９章　　保証人および住所等の変更

（保証人）

第３０条　保証人は、父母又は親族、あるいはこれに準ずる独立の生計を営む者で保証人としての責務を果すことができる者でなければならない。

２．保証人は、保証する学生の在学中の行為及び身上について、本人と連帯して一切の責任を負うものとする。

３．保証人は、学則に定めた保証する学生の在学中に支払うべき納付金（授業料、施設設備費、教材実習費）の納付について、本人と連帯して支払うことを保証するものとする。

４．保証人に転居、転籍等があったときは、速やかにその旨を届出なければならない。

５．保証人がその資格を失ったときは、新たに保証人を選定して届出るとともに、あらためて誓約書・保証書・同意書・変更届を校長宛に提出しなければならない。

（氏名・住所の変更）

第３１条　保証人又は自己の氏名・住所等に変更があった者は、住所等変更届を校長宛に提出しなければならない。

第１０章　　図書室

（図書室の設置）
第３２条　学生及び教職員の教育支援・情報提供の場として、教育の充実・向上を目的に図書室置く。
２　図書室の利用に関する規程は別に定める。

第１１章　学校評価および組織的な研修等

（学校評価）
第３３条　本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表するものとする。
２　本校の関係者等による評価にあたっては、自己評価結果を踏まえて行うものとする。
３　前２項に定める自己評価及び関係者等による評価の実施並びに結果の公表について必要な事項は別に定める。

（組織的な研修等）
第３４条　本校の教育課程の編成（授業科目の開設や授業内容･方法の改善･工夫等を含む。以下同じ。）にあたっては、教育課程編成委員会での審議を通じて示された企業等の要請その他の情報･意見を十分に活かし、実践的かつ専門的な職業教育を実施するにふさわしい教育課程の編成に努めるものとする。
２　本校は、教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質向上させるための研修及び専修学校の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。

第１２章　雑則

（改定）
第３５条　本学則は、改定することができる。
２　学則改定内容は、本校のホームページに掲載する方法により周知する。
３　学則の改定は、改定前に入学した学生においても適用されるものとする。

附　　　則

１　この学則の施行に関して、必要な事項は校長が別に定める。
２　この学則は、平成２９年４月１日より施行する。
３　この学則の改定は、平成３０年４月１日より施行する。
４　この学則の改定は、令和２年４月１日より施行する。
５　この学則の改定は、令和３年４月１日より施行する。
（第１２条入学許可、第２９条保証人、第１２章第３３条学則変更を追記）

6　この学則の改定は、令和４年４月１日より施行する。
（第７条教育課程、単位数授業時間数、第８条単位認定、第９条入学前の既修得単位の認定を追記）
7　この学則の改定は、令和６年４月１日より施行する。
ただし、第７条（教育課程、授業時数及び単位数）については、令和６年３月３１日以前に入学した者にあっては、なお従前の例による.
（別表の変更）
8　この学則の改定は、令和８年４月１日より施行する。
（令和６年法律第 50 号学校教育法の一部を改正する法律に基づく）

看護課程

基礎分野

区分	科目	時間数	単位数
科学的思考の基盤	基礎科学	15	1
	哲学	15	1
	論理学	15	1
	統計学	15	1
	情報科学	15	1
	社会学	15	1
	小計	90	6
人間と生活・社会の理解	心理学	15	1
	教育学	15	1
	文化人類学	15	1
	人間関係論	15	1
	コミュニケーショントレーニング	15	1
	健康づくりと運動	15	1
	未来デザインプログラム	15	1
	基礎英語	15	1
	医療英語	15	1
	家族社会学	15	1
	ケアリング	15	1
	小計	165	11
計		255	17

専門基礎分野

区分	科目	時間数	単位数
人体の構造と機能	構造・機能学Ⅰ	30	1
	構造・機能学Ⅱ	30	1
	構造・機能学Ⅲ	30	1
	構造・機能学Ⅳ	30	1
	構造・機能学Ⅴ	15	1
	生化学	15	1
	栄養学	15	1
	小計	165	7
疾病の成り立ちと回復の促進	医学概論	30	1
	疾病治療学Ⅰ	30	1
	疾病治療学Ⅱ	30	1
	疾病治療学Ⅲ	30	1
	疾病治療学Ⅳ	30	1
	疾病治療学Ⅴ	30	1
	微生物学	15	1
	病態生理学	30	1
	薬理学	30	1
	小計	255	9
健康支援と社会保障制度	社会福祉	15	1
	健康教育・支援	15	1
	医療関係法規	15	1
	社会保障	15	1
	公衆衛生	15	1
	レクリエーション論	15	1
	小計	90	6
計		510	22

専門分野

区分		科目	時間数	単位数
基礎看護学		基礎看護学概論	45	3
		臨床看護総論	30	1
		看護過程	30	1
	日常生活援助技術	環境と安全管理	30	1
		活動と休息の援助技術	15	1
		清潔援助と衣生活	30	1
		食事と排泄の援助技術	30	1
	理・診療の補助技	フィジカルアセスメント	30	1
		検査・処置の介助技術	30	1
		与薬の援助技術	30	1
		小 計	300	12
地域・在宅看護論		地域・在宅看護概論	15	1
		地域・在宅看護方法論Ⅰ	15	1
		地域・在宅看護方法論Ⅱ	30	1
		地域・在宅看護方法論Ⅲ	30	1
		地域・在宅看護方法論Ⅳ	30	1
		地域・在宅看護方法論Ⅴ	15	1
		小計	135	6
成人看護学		成人看護学概論	30	1
		成人看護学方法論Ⅰ	30	1
		成人看護学方法論Ⅱ	30	1
		成人看護学方法論Ⅲ	30	1
		成人看護学方法論Ⅳ	30	1
		成人看護学方法論Ⅴ	30	1
		小計	180	6
老年看護学		老年看護学概論	30	1
		老年看護学方法論Ⅰ	30	1
		老年看護学方法論Ⅱ	30	1
		老年看護学方法論Ⅲ	15	1
		小計	105	4
小児看護学		小児看護学概論	15	1
		小児看護学方法論Ⅰ	30	1
		小児看護学方法論Ⅱ	30	1
		小児看護学方法論Ⅲ	15	1
		小計	90	4
母性看護学		母性看護学概論	30	1
		母性看護学方法論Ⅰ	30	1
		母性看護学方法論Ⅱ	15	1
		母性看護学方法論Ⅲ	30	1
		小 計	105	4
精神看護学		精神看護学概論	30	1
		精神看護学方法論Ⅰ	30	1
		精神看護学方法論Ⅱ	30	1
		精神看護学方法論Ⅲ	15	1
		小計	105	4

専門分野

区分	科目	時間数	単位数
看護の統合と実践	国際・災害看護	15	1
	看護マネジメント	30	1
	看護研究	30	1
	統合看護実践技術	15	1
	小計	90	4
臨地実習	基礎看護学	135	3
	地域・在宅看護論	180	4
	成人・老年看護学	360	8
	小児看護学	90	2
	母性看護学	90	2
	精神看護学	90	2
	看護の統合と実践	90	2
	小 計	1035	23
計		2145	67
総計		2910	106